

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月9日

【四半期会計期間】 第26期第2四半期(自平成27年6月1日至平成27年8月31日)

【会社名】 株式会社マックハウス

【英訳名】 MAC HOUSE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白土孝

【本店の所在の場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉浦功四郎

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉浦功四郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第2四半期 累計期間	第26期 第2四半期 累計期間	第25期
会計期間	自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日	自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日
売上高 (百万円)	17,364	17,275	35,952
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	39	359	347
四半期純利益又は四半期(当期)純損失( ) (百万円)	179	65	123
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,617	1,617	1,617
発行済株式総数 (千株)	15,597	15,597	15,597
純資産額 (百万円)	15,506	15,056	15,269
総資産額 (百万円)	26,043	25,335	27,644
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額( ) (円)	11.72	4.29	8.06
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	4.28	-
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	40.00
自己資本比率 (%)	59.5	59.3	55.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,802	2,502	1,720
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	300	949	403
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	360	330	706
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	6,678	4,430	6,313

回次	第25期 第2四半期 会計期間	第26期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日	自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( ) (円)	14.67	1.15

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
3 第25期第2四半期累計期間並びに第25期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期累計期間（平成27年3月1日～平成27年8月31日）における我が国の経済は、円安基調を背景に輸出産業が好調に推移してきた一方、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、先行き不透明な状況が続いております。

競争激化が進む、中・低価格帯のカジュアルウェア市場におきましては、円安による仕入コストの上昇や消費者の依然として高い生活防衛意識によって、経営環境は厳しい状況で推移しております。

かかる状況下におきまして、当社は成長を勝ち取るため、新たなビジネスモデルの確立を目指し様々なチャレンジを行っておりますが、まずは既存店売上高の底上げが急務であると考え、その実現のために客数アップ・客単価アップを図る施策を講じてまいりました。

客数アップのため、商品面におきましては、実需商品であるインナーレグウェアの強化およびレイン関連、シューズなどの実需系グッズの充実、並びに価値のある低価格商品の販売に取り組みました。更に、「サブライズプロジェクト」企画として、パイヤーが生産国で協力工場を開拓し、さらにその作業効率を見直す事で驚きの価格と品質を実現したストレッチ・ジーンズを990円で発売し、多くのお客様に御来店いただきました。単価アップの施策としては、「マックハウスのピジカジスタイル」というテーマを掲げ、テーラードジャケットの取り扱いを始めました。ジーンズにジャケットスタイルなどのコーディネート提案によりお買上点数も増え、客単価の増加に繋がりました。

販促面におきましては、モバイル配信およびチラシ掲載商品の低価格化により幅広いお客数に訴求しつつ、新聞広告掲載により新たなお客様の獲得を図りました。

出退店につきましては、前期契約済みの5店舗を新規出店した一方、不採算店舗を中心に23店舗を閉鎖し、当第2四半期累計期間末店舗数は462店舗（前年同期比18店舗減）となり、期初計画線まで進捗しております。下半期以降につきましても、中期計画にのっとり不採算店舗の閉鎖を進めてまいります。改装につきましては、既存店舗を全面改装し、低価格のファストファッション商品から、有名ブランドのボトムスやトップス、ピジカジ、スーツまで、あらゆるお洒落服が集結する新概念・カジュアルショップ「マックハウス スーパーストア」を新業態として立ち上げました。3月にはその1号店として、埼玉県に「ピバモール大井店」、4月には2号店として、愛知県に「ラグーナテンボス蒲郡店」をオープンし、既存店売上高の底上げを図りました。

上記施策の結果、当第2四半期累計期間における既存店客数は、前年同期比1.2%増、既存店客単価は、前年同期比2.3%増、既存店売上は、前年同期比3.6%増となりました。

売上総利益につきましては、昨年と同水準の売上総利益率となりました。

経費面におきましては、効率的な販促による販売費の削減、不採算店舗閉鎖による販管費の削減により、前年同期比で5.5%減となりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間における売上高は17,275百万円（前年同四半期比0.5%減）となりました。また、営業利益は297百万円（前年同四半期は営業損失129百万円）、経常利益は359百万円（前年同四半期は経常損失39百万円）、四半期純利益は65百万円（前年同四半期は四半期純損失179百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ2,308百万円減少し、25,335百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ1,849百万円減少し、18,217百万円となりました。これは主に現金及び預金が2,885百万円減少した一方で、商品が1,026百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ458百万円減少し、7,118百万円となりました。これは主に敷金及び保証金が301百万円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ2,095百万円減少し、10,279百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ1,942百万円減少し、7,935百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が1,685百万円、ファクタリング債務が303百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ152百万円減少し、2,344百万円となりました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ212百万円減少し、15,056百万円となりました。

これは主に四半期純利益を65百万円計上した一方で、剰余金の配当306百万円を行ったこと等によるものであり、総資産に占める自己資本比率は59.3%となり前事業年度末に比べ4.1ポイント増となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は投資活動によるキャッシュ・フローはプラスとなりましたが、営業活動及び財務活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなり、資金は前事業年度末に比べ1,883百万円減少し、4,430百万円となりました。

また、当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果支出した資金は、2,502百万円（前年同四半期比699百万円支出増加）となりました。

これは主に、税引前四半期純利益を275百万円計上した一方で、たな卸資産の増加1,026百万円及び仕入債務の減少1,984百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果得られた資金は、949百万円（前年同四半期は300百万円の支出）となりました。

これは主に、定期預金の払戻による収入1,002百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果支出した資金は、330百万円（前年同四半期比29百万円支出減少）となりました。

これは主に配当金の支払額306百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,000,000
計	31,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年10月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,597,638	15,597,638	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	15,597,638	15,597,638	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月3日
新株予約権の数(個)	154(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成57年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 501 資本組入額 251(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役 役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式100株とする。  
なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算出した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後割当株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後割当株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の取得事由  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社で完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

4. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

1 個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

新株予約権が( )重大な法令に違反した場合、( )当社の定款に違反した場合又は( )取締役を解任された場合には行使できないものとする。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。

新株予約権者が死亡した場合、上記に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、(注)3及び(注)4の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 平成27年 6月 1日 至 平成27年 8月31日	-	15,597,638	-	1,617	-	5,299

(6) 【大株主の状況】

平成27年 8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番 8 号	9,389	60.20
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区月島四丁目16番13号)	996	6.38
マックハウス共栄会	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	840	5.38
豊島株式会社名古屋本社	愛知県名古屋市中区錦二丁目15番15号	572	3.66
いちごトラスト (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	SECOND FLOOR MIDTOWN PLAZA P.O. BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号)	360	2.30
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	198	1.26
マックハウス従業員持株会	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	120	0.77
美濃屋株式会社	岐阜県岐阜市柳津町高桑五丁目112番地	118	0.75
株式会社ピオウピィ・ウィン	東京都練馬区春日町四丁目20番 3 号	87	0.55
中根保株式会社	東京都墨田区千歳二丁目14番10号	79	0.51
計	-	12,762	81.82

- (注) 1 上記のほか、自己株式が260千株(1.66%)あります。  
2 マックハウス共栄会は当社の取引先持株会であります。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成27年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 260,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,319,800	153,198	-
単元未満株式	普通株式 17,538	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,597,638	-	-
総株主の議決権	-	153,198	-

(注) 上記「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式40株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成27年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 一丁目7番7号	260,300	-	260,300	1.66
計	-	260,300	-	260,300	1.66

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年3月1日から平成27年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、優成監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年 2月28日)	当第2四半期会計期間 (平成27年 8月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	9,218	6,332
売掛金	527	628
商品	9,646	10,673
前払費用	321	329
繰延税金資産	167	141
その他	186	111
<b>流動資産合計</b>	<b>20,067</b>	<b>18,217</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	132	126
建物附属設備（純額）	1,259	1,210
構築物（純額）	31	28
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	103	122
リース資産（純額）	10	14
土地	194	194
その他	-	0
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,732</b>	<b>1,698</b>
<b>無形固定資産</b>		
<b>投資その他の資産</b>		
長期前払費用	225	206
敷金及び保証金	4,696	4,394
繰延税金資産	698	591
その他	36	32
貸倒引当金	28	20
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>5,627</b>	<b>5,204</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>7,576</b>	<b>7,118</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,644</b>	<b>25,335</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年2月28日)	当第2四半期会計期間 (平成27年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,447	5,762
ファクタリング債務	974	671
未払金	285	302
未払法人税等	95	115
未払費用	735	741
賞与引当金	92	95
店舗閉鎖損失引当金	41	26
資産除去債務	19	31
その他	185	188
流動負債合計	9,877	7,935
固定負債		
退職給付引当金	1,420	1,366
転貸損失引当金	164	155
長期預り保証金	178	174
資産除去債務	647	611
その他	86	35
固定負債合計	2,496	2,344
負債合計	12,374	10,279
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,617	1,617
資本剰余金	5,299	5,299
利益剰余金	8,472	8,269
自己株式	153	153
株主資本合計	15,236	15,033
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	15	1
評価・換算差額等合計	15	1
新株予約権	17	25
純資産合計	15,269	15,056
負債純資産合計	27,644	25,335

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)
売上高	17,364	17,275
売上原価	9,190	9,132
売上総利益	8,173	8,142
販売費及び一般管理費	8,303	7,845
営業利益又は営業損失( )	129	297
営業外収益		
受取利息	8	6
受取家賃	157	151
その他	78	50
営業外収益合計	244	208
営業外費用		
支払利息	0	0
不動産賃貸費用	145	137
その他	8	7
営業外費用合計	154	145
経常利益又は経常損失( )	39	359
特別利益		
受取補償金	11	-
特別利益合計	11	-
特別損失		
固定資産除却損	24	13
減損損失	51	49
店舗閉鎖損失引当金繰入額	11	20
特別損失合計	87	84
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	115	275
法人税、住民税及び事業税	86	87
法人税等調整額	22	121
法人税等合計	63	209
四半期純利益又は四半期純損失( )	179	65

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	115	275
減価償却費	140	160
減損損失	51	49
退職給付引当金の増減額( は減少)	2	5
賞与引当金の増減額( は減少)	9	3
貸倒引当金の増減額( は減少)	7	8
受取利息及び受取配当金	8	6
転貸損失引当金の増減額( は減少)	36	8
店舗閉鎖損失引当金の増減額( は減少)	0	15
リース資産減損勘定の増減額( は減少)	74	56
支払利息	0	0
賃借料との相殺による保証金返還額	106	86
売上債権の増減額( は増加)	317	101
たな卸資産の増減額( は増加)	293	1,026
仕入債務の増減額( は減少)	1,351	1,984
固定資産除却損	24	13
未払消費税等の増減額( は減少)	102	49
未収消費税等の増減額( は増加)	20	2
その他	128	33
小計	1,897	2,526
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	58	69
法人税等の還付額	153	93
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,802	2,502
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	301	130
無形固定資産の取得による支出	13	13
定期預金の払戻による収入	-	1,002
敷金及び保証金の差入による支出	82	28
敷金及び保証金の回収による収入	120	156
その他	23	36
投資活動によるキャッシュ・フロー	300	949
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	306	306
リース債務の返済による支出	1	1
割賦債務の返済による支出	52	22
財務活動によるキャッシュ・フロー	360	330
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	2,464	1,883
現金及び現金同等物の期首残高	9,143	6,313
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,678	4,430

## 【注記事項】

(会計方針の変更等)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期累計期間の期首の退職給付引当金が58百万円減少し、利益剰余金が37百万円増加しております。また、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響額は軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

一部の債務の支払について、従来の手形による支払に代え、ファクタリング方式による支払を採用しております。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)
役員報酬及び給与手当	2,333百万円	2,236百万円
賞与引当金繰入額	88百万円	95百万円
退職給付費用	59百万円	71百万円
営業地代家賃	2,301百万円	2,201百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)
現金及び預金勘定	9,782百万円	6,332百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	3,103百万円	1,902百万円
現金及び現金同等物	6,678百万円	4,430百万円



(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月21日 定時株主総会	普通株式	306	20.00	平成26年2月28日	平成26年5月22日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月3日 取締役会	普通株式	306	20.00	平成26年8月31日	平成26年11月4日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月20日 定時株主総会	普通株式	306	20.00	平成27年2月28日	平成27年5月21日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年10月2日 取締役会	普通株式	306	20.00	平成27年8月31日	平成27年11月4日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成26年3月1日至平成26年8月31日)

当社は衣料品等小売業並びにその他サービス業務を営んでおりますが、その他サービス業務の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自平成27年3月1日至平成27年8月31日)

当社は衣料品等小売業並びにその他サービス業務を営んでおりますが、その他サービス業務の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	11円72銭	4円29銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (百万円)	179	65
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (百万円)	179	65
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,337	15,337
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	4円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	33
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成27年10月2日開催の取締役会において、平成27年8月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当の総額	306百万円
1株当たりの金額	20円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年11月4日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年10月1日

株式会社マックハウス  
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中田 啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マックハウスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第26期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年3月1日から平成27年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マックハウスの平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。